

有料老人ホーム運営にあたっての留意事項

1 前払金の保全措置

有料老人ホームの設置者のうち、終身にわたって受領すべき家賃その他厚生労働省令で定めるものの全部又は一部を前払金として一括して受領するものは、当該前払金の算定の基礎を書面で明示し、かつ、当該前払金について返還義務を負うこととなる場合に備えて厚生労働省令で定めるところにより必要な保全措置を講じなければならないとされています。(老人福祉法第29条)

平成30年の老人福祉法の改正により、従来は、前払金の保全措置の義務対象外となっていた平成18年3月31日以前に届出された有料老人ホームについても、令和3年4月1日以降の新規入居者から義務対象となります。

◆参考:介護保険最新情報 Vol.798「有料老人ホームを対象とした指導の強化について」

2 非常災害対策

特定施設入居者生活の指定を受けた有料老人ホーム等については、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」により、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならないとされています。

また、特定施設入居者生活介護の指定を受けていない住宅型有料老人ホーム等については、厚生労働省通知「介護保険施設等における非常災害対策計画の作成及び避難訓練の実施状況の点検及び指導・助言について」により、同様の対応が求められています。

3 BCP(事業継続計画)の策定

高齢者が利用する施設は、大規模な災害や感染症が発生する等の緊急事態にあっても、利用者にとって欠かせないサービスを可能な限り継続しながら、早期復旧に務める必要があります。このための計画をBCP(事業継続計画)といい、BCPの策定について周知、依頼がなされているところです。

◆参考:厚生労働省通知「社会福祉施設等における事業継続計画(BCP)の策定について」(令和2年6月15日付け事務連絡)

4 事故報告

有料老人ホームにおいて事故が発生した場合は、島根県有料老人ホーム設置運営指導指針に基づき、速やかに県へ報告していただくようお願いしているところです。

入居者に対する処遇に係る事故としては、入居者の生命・財産等が脅かされる事例として、以下のような事案が想定されます。

- ・入居者の死亡事故(死亡後に相当期間の放置がなされた場合を含む。)
- ・入居者に対する虐待
- ・有料老人ホーム設置者による入居者の財産侵害(職員による窃盗等)
- ・有料老人ホームにおける火災事故
- ・地震等の自然災害による有料老人ホームの滅失・損傷

◆事故報告する際の参考様式は県ホームページに掲載しています。

島根県 HP トップ > 医療・福祉 > 福祉 > 高齢者福祉 > 介護保険【事業者向け】 > 施設サービス > 有料老人ホーム

5 「民法の一部を改正する法律(令和2年4月1日施行)」

- ・極度額(上限額)の定めのない個人の根保証契約は無効となります。
- ・個人が保証人になる根保証契約については、保証人が支払の責任を負う金額の上限となる「極度額」を定めなければ、保証契約は無効となります。この極度額は書面等により当事者間の合意で定める必要があり、「〇〇円」等と明瞭に定めなければなりません。
- ・極度額を定めずに根保証契約を締結すると、その契約は無効となり、保証人に対して支払を求めることができないこととなります。
- ・意思能力に関するルールの明文化

交通事故や認知症などにより意思能力(判断能力)を有しない状態になった方がした法律行為(契約など)は無効であることは、判例で認められており確立したルールとなっていますが、民法にはこのことを定めた規定がなかったため、条文に明記されました。

◆参考:

- ・介護保険最新情報 Vol.831「民法の一部を改正する法律等の施行について」
- ・法務省パンフレット「民法(債権法)改正」、「2020年4月1日から保証に関する民法のルールが大きく変わります」